

令和3年度

茨城中部農地整備事業  
大串下大野団地整備その7工事

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局茨城中部農地整備事業所

## 第1章 総則

茨城中部農地整備事業 大串下大野団地整備その7工事の設計・施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、茨城中部土地改良事業計画に基づき、大串下大野団地 第2用水機場にポンプ設備を新設するものである。

### 2. 工事場所

茨城県水戸市大串町地内

### 3. 工事概要

本工事は、ポンプ設備及びその他付帯設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

#### (1) 主ポンプ設備

横軸両吸込単段渦巻ポンプ(5.90m<sup>3</sup>/min) 1台

(2) 配管工・弁工 1式

(3) 補助機械設備 1式

#### (4) 付帯設備

バースクリーン(1500B×3596H×75D SUS製) 1基

ネットスクリーン(1500B×3520H×75D SUS製) 1基

(5) 受変電・配電・操作・計装設備 1式

### 4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

### 5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付までとする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

1) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び維持補修

2) 建屋壁取付換気設備

3) 建築用分電盤設備工事

4) 責任分界点までの引込外線工事

5) 建屋内外照明設備工事

6) 建築工事

7) 総合負荷試運転調整

### 第3章 施工条件

#### 1. 工程制限

ポンプ場建屋の完了及びポンプ設備の据付開始は、令和4年1月上旬を予定しており、詳細については別途指示する。

#### 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作及び現場据付（室内）の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付（室外）の工事期間には雨天、休日等13日/月を見込んでいる。  
（なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。）

### 第4章 現場条件

#### 1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- 1) 大串下大野団地整備その5工事（仮称） [令和3年6月～令和4年2月]
- 2) 大串下大野団地整備その6工事（仮称） [令和3年6月～令和4年2月]

#### 2. 既設設備との受渡条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 本機場の電気設備は、東京電力エナジーパートナー株式会社から200V（三相3線、50Hz）100V（単相2線 50Hz）で受電するものとする。なお、東京電力エナジーパートナー株式会社との責任分界点は、引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

#### 3. 搬入路

現場への搬入路は、10t車の進入が可能である。

#### 4. 第三者に対する措置

##### (1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

##### (2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

#### 5. 関係機関との調整

受注者は東京電力エナジーパートナー株式会社と電源引込及び受電申込みについては、契約締結後速やかに必要な調整及び手続を行わなければならない。なお、調整内容については、その都度監督職員に報告するものとする。

## 第5章 提出図書等

### 1. 提出図書

共通仕様書（施）第1章1-1-5に示す施工計画書、第1章1-1-6に示す承諾図書、第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し監督職員に提出するものとする。

施工計画書 2部、承諾図書 2部、完成図書 2部、施工図 2部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督職員と打合せの上、作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

### 2. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から40日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。

### 3. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわりその損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

### 4. 官公庁への手続き等

共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す書類は次のとおりとする。

- ・受電申込書

## 第6章 仮設

### 1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

## 第7章 工事用地等

### 1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、機場敷地内とするが、使用にあたっては関連工事との調整を図るものとする。

### 2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

## 第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において資料等が必要となる場合は貸与する。

## 第9章 総合負荷試運転調整等

総合負荷試運転調整は本工事の対象外とする。

なお、ポンプ設備の運転に必要となる農業用水が確保できる状態となった場合は、総合負荷試運転調整を追加する場合がある。

## 第10章 設計

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書及び第8章の貸与する資料等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。
- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

### 2. 設計諸元

本ポンプ設備計画は、次の条件により設計するものとする。

#### (1) 用水ポンプ

1) 計画用水量 0.09839m<sup>3</sup>/sec (= 5.90m<sup>3</sup>/min)

#### 2) 吸込水位、吐出し水位及び実揚程

①計画吸込水位 (LWL) TP+0.74m

②計画吐水位 (HWL) TP+13.60m

③設計点実揚程 (計画吐水位—計画吸込水位) H=12.86m

#### 3) その他の水位条件

##### ①吸込水槽

最高吸込水位 (HWL) TP+2.79m

最低吸込水位 (LLWL) TP+0.74m

##### ②実揚程

最高実揚程 (計画吐水位—最低吸込水位) H=12.86m

最低実揚程 (計画吐水位—最高吸込水位) H=10.81m

#### 4) 周囲条件

気	温	0℃～40℃
湿	度	30%～80%
水	質	河川水

#### 5) 土木構造物設計における荷重条件

下表の荷重条件が満足していることを確認するものとする。

項目	記号	荷重	備考
・用水ポンプ			
吸込管壁貫通部荷重	W 1	1.08kN	
コンクリート基礎荷重	W 2	0.648kN	
ポンプ荷重	W 3	18.2kN	電動機含む
コンクリート基礎荷重	W 4	10.3kN	
逆止弁荷重	W 5	4.51kN	
吐出弁荷重（電動仕切弁）	W 6	4.0kN	
逆止弁衝撃荷重	W 7	5.42kN	
コンクリート基礎荷重	W 8	3.36kN	
吐出壁貫通部荷重	W 9	2.5kN	
コンクリート基礎荷重	W 1 0	0.648kN	

## 第 11 章 構造及び製作

### 1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 6 章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 6 章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 6 章「用排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) ポンプ主要部（主軸、インペラ、ケーシング）は運転開始から長期の運用に耐えうる構造とすること。

### 2. 用水ポンプ設備

#### (1) 構造一般

- 1) 渦巻ケーシングは維持管理が容易な構造とする。
- 2) ポンプ及び原動機は鋼製共通床版に据え付けとする。
- 3) ポンプ及び用水管等の接合はフランジ継手とし、分解組立が容易な構造とする。

#### (2) 用水ポンプ

1) ポンプ	台数 1台	
① 形 式	横軸両吸込単段渦巻ポンプ	
② 口 径	φ 250mm(吸込) × φ 200(吐出)	
③ フランジ	JIS 10k	
④ 吐 出 量	5.90m <sup>3</sup> / min	
⑤ 全 揚 程	14.0m	
⑥ ポンプ効率	72.7%以上	
⑦ 回 転 数	1,450min <sup>-1</sup>	
⑧ 駆動方式	電動機と直結	
⑨ 吸水条件	吸上げ	
⑩ 主要部材質	ケーシング : FC200 同等品以上 羽 根 車 : CAC406 同等品以上 主 軸 : SUS403 同等品以上	
⑪ 付 属 品	共通ベース	1 式
	基礎ボルト・ナット	1 式
	入力側軸継手 ボルト・ナット・安全カバー付	1 組
	連成計及び cocks (鋼管付)	1 組
	圧力計及び cocks (鋼管付)	1 組
	満水検知器	1 個
	電動ボール弁 (吸気用・真空破壊用)	2 個
	ポンプ廻り小配管・弁類	1 式
	その他必要なもの	1 式
⑫ 予 備 品	分解組立工具	1 式
	グランドパッキン	1 式
2) 用水ポンプ電動機	台数 1台	
① 形 式	かご形三相誘導電動機 (トッランナー)	
② 保護方式	全閉外扇形	
③ 出 力	22kW	
④ 耐熱クラス	E 種以上	
⑤ 回 転 数	1,450min <sup>-1</sup>	
⑥ 極 数	4P	
⑦ 定格電圧	200V	
⑧ 定格周波数	50Hz	
⑨ 定格種別	連続	
⑩ 始動方式	スターデルタ始動方式	
⑪ 連結方式	フレキシブルカップリング直結	
⑫ 付 属 品	出力側軸継手	1 組
	その他必要なもの	1 式

3) 吐出弁（電動仕切弁）台数 1台

① 形式	外ネジ式電動仕切弁	
② 口径	φ 250mm	
③ フランジ形式	水規フランジ 7.5K	
④ 常用使用圧力	0.14MPa	
⑤ 最高使用圧力	0.28Mpa	
⑥ 最高許容圧力	0.75Mpa	
⑦ 使用流体	河川水	
⑧ 電動機	0.75kW×50Hz×200V	
⑨ 主要部材質	弁箱：FC200 同等品以上 弁体：FC200 同等品以上 弁軸：SUS304 同等品以上	
⑩ 付属品	全閉・全開検知用リミットスイッチ	1式
	開閉過トルク検知用リミットスイッチ	1式
	電動・手動切換装置（インターロック付）	1式
	スペースヒータ	1式
	その他必要なもの	1式

4) 吐出弁（逆止弁）台数 1台

① 形式	スイング式逆止弁	
② 口径	φ 250mm	
③ フランジ形式	水規フランジ 7.5K	
④ 常用使用圧力	0.14MPa	
⑤ 最高使用圧力	0.28Mpa	
⑥ 最高許容圧力	0.75Mpa	
⑦ 使用流体	河川水	
⑧ 主要部材質	弁箱：FC200 同等品以上 弁体：FC200 同等品以上 弁軸：SUS304 同等品以上	
⑨ 付属品	無送水検知器	1式
	その他必要なもの	1式

5) 真空ポンプ 台数 1台

① 形式	水封式真空ポンプ（補水槽一体型）	
② 口径	φ 20mm	
③ 電動機出力	0.75kW×50Hz×200V×2P	
④ 最大空気量	0.3m <sup>3</sup> /min	
⑤ 最大負圧	-93.3kPa	



⑥ 満水時間	5min 以内	
⑦ 付 属 品	基礎ボルト	1 式
	補水槽（鋼板製 ボールタップ付）	1 組
	その他必要なもの	1 式

#### 6) 吸込管

① 管 種	配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452 SGP）
② 口 径	250mm
③ 数 量	1 式
④ フランジ規格	JIS G 5527（0.74Mpa）相当 主ポンプ側（0.98Mpa）

#### 7) 吐出管

① 管 種	配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452 SGP）
② 口 径	200mm, 250mm
③ 数 量	1 式
④ フランジ規格	JIS G 5527（0.74Mpa）相当 主ポンプ側（0.98Mpa）

#### 8) 配管用フランジ継手材

① 継手部口径	250mm, 200mm
② ボルト材質	SUS304 製
③ パッキン仕様 材質	合成ゴム製
	JIS G 5527（0.74MPa）相当
	JIS G 5527（0.98Mpa）相当（主ポンプ部）
④ 数 量	1 式

## 第 12 章 運転操作・制御方式

### 1. 運転管理

ポンプ制御盤（ポンプ室内）における運転管理の内容は添付図面「用水機場ポンプ設備電気設備図」に示すとおりとする。

### 2. 運転操作

ポンプ設備の運転操作内容は、添付図面「運転操作要領図」のとおりとする。

## 第 13 章 電気設備

### 1. 一般事項

(1) 高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（平成 14 年 3 月農林水産省農村振興局）に準ずるものとする。

各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）、電気設備標準機器仕様書に対する特記、追加事項はこの特別仕様書による。

(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

(3) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、高速避雷器等の確実な避雷対策を行うものとする。

## 2. ポンプ制御盤

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 1) 構造   | 屋内鋼板製自立形 (SS400)            |
| 2) 規格   | JEM1265 CX形 (IP2X)          |
| 3) 概略寸法 | 幅 800×高 1,950×奥行 500mm (参考) |
| 4) 数量   | 1 面                         |

### 5) 盤面取付器具

- |                |       |
|----------------|-------|
| ① 名称銘板         | 1 式   |
| ② 交流電圧計 0～300V | 1 個   |
| ③ 同上用切換開閉器     | 1 個   |
| ④ 交流電流計 0～200A | 1 個   |
| ⑤ 同上用切換開閉器     | 1 個   |
| ⑥ 運転時間計        | 1 個   |
| ⑦ 故障表示灯・状態表示灯  | 1 式   |
| ⑧ 操作スイッチ       | 5 個   |
| ⑨ 信号灯 (赤・緑)    | 各 1 個 |
| ⑩ 非常停止引釦       | 1 個   |
| ⑪ 押釦スイッチ       | 2 個   |
| ⑫ その他必要なもの     | 1 式   |

### 6) 盤内収納器具

- |                                          |                 |       |
|------------------------------------------|-----------------|-------|
| ① 電磁接触器                                  | 3P Y-△ 22kW 用   | 1 組   |
|                                          | 3P 可逆 0.75kW 用  | 1 組   |
|                                          | 3P 非可逆 22kW 用   | 1 組   |
|                                          | 3P 非可逆 0.75kW 用 | 1 組   |
| ② 進相コンデンサ                                | 800 $\mu$ F     | 1 台   |
|                                          | 30 $\mu$ F      | 1 台   |
| ③ 計器用変流器                                 | 150/5A          | 2 台   |
| ④ 配線用遮断器                                 | 3P 225AF        | 1 台   |
|                                          | 3P 50AF         | 1 台   |
|                                          | 2P 50AF         | 2 台   |
| ⑤ 漏電遮断器                                  | 3P 225AF        | 1 台   |
|                                          | 3P 50AF         | 2 台   |
|                                          | 2P 30AF         | 2 台   |
| ⑥ 補助継電器・タイマー類                            |                 | 1 式   |
| ⑦ 2要素継電器 (過負荷・欠相)                        |                 | 1 台   |
| ⑧ 熱動継電器                                  |                 | 2 台   |
| ⑨ 避雷器 (3 $\phi$ 200V, 1 $\phi$ 100V 用とも) |                 | 各 1 組 |

⑩ その他必要なもの 1 式

### 3. 取引計器箱

- 1) 構造 屋外ステンレス製装柱形
- 2) 数量 1 面
- 3) 盤面取付器具
  - ①電力量計確認窓 1 式
  - ②その他必要なもの 1 式
- 4) 盤内収納器具
  - ①電力量計取付余地 (3φ, 1φ とも) 1 式
  - ②リミッタ取付余地 1 式
  - ③漏電遮断器 3P 225AF 1 台
  - 2P 50AF 1 台
  - ④その他必要なもの 1 式

### 4. 計装設備

#### (1) 吸水槽水位計

- 1) 形式 電極式
- 2) 数量 1 組
- 3) 用途 主ポンプ始動条件、主ポンプ非常停止用
- 4) 装備機器
  - 電極帯 3P 1 式
  - 保持器 1 式
  - セパレータ 1 式
  - 収納箱 (SUS 製 P・BOX) 1 個
  - 防波管 (VP50) 1 式
  - 取付金具 1 式

### 5. 予備品・付属品

#### (1) 予備品

- ヒューズ 常用数の 100% (電力ヒューズも含む)
- ランプ 常用数の 100%
- グローブ 常用数の 10% (最低 1 個)
- LED ランプ 常用数の 20% (最低 1 個)
- 補助継電器 常用数の 5% (最低 1 個)
- 限時継電器 常用数の 5% (最低 1 個)
- 液面継電器 常用数の 5% (最低 1 個)
- 予備品収納箱 1 箱

#### (2) 付属品

- その他必要なもの 1 個

## 第14章 塗装

### 1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装については、メーカー標準塗装とし、塗装色は打合せにより決定する。  
 なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1 とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

### 2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

### 3. 塗装仕様

#### (1) 用水機・弁の内面

下地処理	1 種 ケ レ ン		
施工場所	工 程	塗 料 名	標準塗膜
工 場	第1層（下塗）	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWAK 135)	80 $\mu$
	第2層（上塗）	同 上	80 $\mu$
現 場	現場補修		

(合計最低塗膜：115  $\mu$ )

#### (2) 用水機・弁の外表面

下地処理	1 種 ケ レ ン		
施工場所	工 程	塗 料 名	標準塗膜
工 場	第1層（下塗）	鉛・クロムフリー錆止めペイント	35 $\mu$
	第2層（上塗）	環境対応形長油性フタル酸樹脂塗料2種（中塗用）	30 $\mu$
現 場	第3層（上塗）	環境対応形長油性フタル酸樹脂塗料2種（上塗用）	25 $\mu$
	現場補修		

(合計最低塗膜：65  $\mu$ )

(3) 管の内面, 接水部 (内外面), 埋設部 (内外面)

下地処理	1 種 ケ レ ン			
施工場所	工 程	塗 料 名	標準塗膜	塗装間隔 (20° C)
工 場	1次プライマー	ジンクリッチプライマー(有機)	15 $\mu$	3D~180D
	第1層(下塗)	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWAK 135)	100 $\mu$	
	第2層(上塗)	水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWAK 135)	100 $\mu$	1D~7D
現 場	現場補修			

(合計最低塗膜: 150 $\mu$ )

※埋設部外面において、電食防止のための農用ビニールを巻き付ける場合の塗装仕様は上表によるが、ポリエチレン粉体ライニング加工等を施す場合は該当しない。

(4) 管の外表面 (屋内一般・屋外一般)

下地処理	2 種 ケ レ ン			
施工場所	工 程	塗 料 名	標準塗膜	塗装間隔 (20° C)
工 場	1次プライマー	エッジングプライマー(2種)	15 $\mu$	1D~90D
	第1層(下塗)	鉛・クロムフリー錆止めペイント	35 $\mu$	
	第2層(下塗)	鉛・クロムフリー錆止めペイント	35 $\mu$	1D~90D
工場又は 現場	第3層(中塗)	環状成形用油性フタル酸樹脂塗料2種(中塗用)	30 $\mu$	1D~180D
	第4層(上塗)	環状成形用油性フタル酸樹脂塗料2種(上塗用)	25 $\mu$	15H~90D
現 場	現場補修			

(合計最低塗膜: 100 $\mu$ )

## 第15章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、経費については別途協議するものとする。

### 1. 一般事項

据付は、共通仕様書(施)第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

### 2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、図面「施工位置図」に示すものを使用するものとする。

なお、基準点等のデータは、測地成果2000に対応したものである。

### 3. 機械設備

- (1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。

る。

- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 小配管は保守点検が容易に行えるよう配慮するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。
- (4) 吸込管及びスクリーンの据付は、仮締め切によるドライ施工が可能である。
- (5) 壁や床貫通部には、屋外からポンプ室内への浸水対策としてモルタルや樹脂等を充填するものとする。
- (6) 現場据付にあたり、施工後検査が困難となる箇所は、予め監督職員の確認を受けた後、施工しなければならない。

#### 4. 電気設備

- (1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお耐震クラスは電気設備計画設計技術指針（高低圧編）に示すBクラス以上とする。
- (3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また末端には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (5) 電線管の埋設は、路盤下から0.6m以上の埋設深とする。
- (6) 壁や床貫通部には、屋外からポンプ室内への浸水対策としてモルタルや樹脂等を充填するものとする。
- (7) 電気設備を固定するアンカーボルトに、後施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは、使用しないものとする。  
また、盤据付アンカーボルトは、構造物として強度を期待しないシンダーコンクリート面に設けないものとする。

#### 5. 付帯土木工事

機械基礎工事、シンダーコンクリート、壁貫通部二次コンは、本工事にて施工する。

#### 6. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

##### (1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

##### 1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大 寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用目的
鉄筋コン クリート	21	12	25(20)	60以下	BB	基礎、貫通 部二次コン クリート
無筋コン クリート	18	8	25(20)	65以下	BB	シンダーコ ンクリート

※粗骨材最大寸法 25mm は地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

## (2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材料名	提出物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
電線及び電線管等	カタログ等
可とう管	カタログ等
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書等
アンカーボルト	カタログ、試験成績書等

## 7. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート塊（無筋）	平和建設株 水戸中間処理工場	水戸市大場町字諏 訪前 452-1	8時30分～ 17時00分	中間

## 8. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程毎の作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎 (ポンプ基礎)	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属 (ポンプ設備等)	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (電気設備)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

## 第16章 試験及び検査

### 1. 検測又は確認（施工段階確認）

- (1) 本工事の施工段階において、次に示す工種、確認内容、確認時期で確認を受けるものとする。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- (2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に確認願いを提出する。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。
- (3) 工場で行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。
- (4) 施工段階確認の確認内容は、出来形確認にあつては施設機械工事等施工管理基準第2編第3章第1節「直接測定による出来形管理」の分類A、品質確認にあつては同基準第2編第3章第2節「品質管理」の分類Aによるものとする。  
また、確認時期にあつては、施設機械工事等施工管理基準第1章総則第1節総則によるものとする。
- (5) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の重点監督は次に示すとおりとし、前項(4)と併せ実施する。

工種	確認内容	確認時期	工種
主ポンプ	軸受温度測定、振動測定	品質管理	工場製作時
	回転速度	品質管理	現地据付時
吐出し弁	開閉時間(電動)、リミットスイッチ	品質管理	現地据付時
主原動機用電動機	電流、電圧、回転速度	品質管理	現地据付時

- (6) 施工段階確認で確認するもの以外についても、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

### 2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。



## 第17章 施工管理等

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者は、入札公告に規定する資格を有するものでなければならない。

### 2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」(平成31年3月)及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1)使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

#### (2)機器等の導入

1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3)黑板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4)写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に

URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑

性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

### 4. 情報共有システムについて

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

(2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

## 第 18 章 条件変更の補足説明

本工事は、施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 総合試運転調整を行う場合
- (3) 関連工事との調整に係るもの
- (4) 不可抗力によるもの
- (5) 出水等による水替え工に係るもの
- (6) 法・基準の改正に係るもの
- (7) その他本仕様書に定めのないもの
- (8) 第三者との協議により変更が生じたもの
- (9) その他、監督職員が必要と認めたもの

## 第 19 章 その他

### 1. 電子納品

(1) 本工事は電子納品対象工事であり、共通仕様書(施) 1-1-26 及び 1-1-28 に基づいて作成し、下記を提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部
- ・ 工事完成図書の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

### 2. 建設副産物情報交換システムの利用

本工事は、建設副産物情報交換システム (以下「システム」) という。) の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

### 3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

### 4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前協議が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日はのぞく。

### 5. 契約後 VE 提案

#### (1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
  - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - ② 工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案
  - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような

## 工事材料、施工方法等の変更の提案

### (3) VE 提案の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(様式 1～様式 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
  - ② VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
  - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
  - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

### (4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(様式 5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る乙の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 24 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 24 条(請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6)の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

6. 入札後契約前 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合についても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

7. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- 1) 本工事は「共通仮設比（率分）のうち営繕費」および「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集および解散に要する費用、賃金意外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費および現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- 3) 受注者は、当初契約締結後、前条でしめされた割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式 2）および実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された現

場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。  
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置および指名停止等の措置を行う場合がある。

8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 8. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

### (1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督職員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

### (2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

### (3) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに関東農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督職員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

### (4) 設計コンサルタントの出席

上記 8. (1)、(2) 及び (3) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 9. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に3部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数に含まないものとする。

#### 10. 現場環境の改善の試行

本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 付属設備（衣装掛け等のフック付又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能）

#### 11. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。

受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日による実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。  
なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
  - ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
  - ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
  - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状

況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正する。なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

①現場の閉所状況

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.06	1.04	1.03

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。

なお、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

12. 週休2日の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
  - ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。



【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

②現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

15. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第 20 章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上または製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。